

生駒市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月14日

生駒市公平委員会委員長 吉田豊彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「（市制50周年事業室を除く。）」を削り、「企画係長及び計画係長」を「及び企画係長」に、「人材育成係長」を「採用係長、人材育成係長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「課長補佐」を「室長 課長補佐」に、「こども課」を「幼保こども園課」に、「企画係長及び学童係長」を「幼稚園係長及び保育園係長 こども総務課の主幹及び学童係長」に改める。

別表第2学校給食センターの項中「副所長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。